

## 越前市文化センター大ホール使用料助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市の文化・芸術及び社会教育の振興を図るため、越前市文化センター大ホール使用料助成補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 市長は、越前市文化センター大ホール（以下「大ホール」という。）を使用した事業であって、次の各号のいずれかに該当するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 市内に主たる活動の本拠を置き文化・芸術に関する活動（以下「文化・芸術活動」という。）又は社会教育に関する活動を主として行う団体又は個人が、その活動の一環として実施する発表、公演、講演、コンサート等の事業であって、市が実施している他の制度による補助金を受けていないもの
- (2) 市内に主たる活動の本拠を置かない文化・芸術活動を主として行う団体又は個人が行う事業であって、趣旨が適当で本市の文化・芸術の振興に寄与すると認められる事業

2 次の団体は、補助の対象としない。

- (1) 政治団体
- (2) 宗教団体
- (3) 企画・鑑賞団体
- (4) 文化・芸術活動又は社会教育に関する活動を目的としない団体
- (5) 企業内の活動団体

(補助対象経費等)

第3条 この要綱における補助対象経費は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる事業 次に掲げる経費
  - ア 発表又は公演の日の大ホール基本使用料、付属設備使用料及び冷暖房加算料金
  - イ 発表又は公演の日の前日（1日分のみ）に練習又は仕込みを行う場合の大ホール基本使用料、付属設備使用料及び冷暖房加算料金の合計額の2分の1の額
- (2) 前条第1項第2号に掲げる事業 発表又は公演等に要する時間の大会場基本使用料と付属設備使用料

2 補助率及び補助金の限度額は、別表のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(補助金交付手続)

第4条 補助金の申請、交付等の手続等は、越前市補助金等交付規則による。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

別表

対 象 事 業	補 助 率	限 度 額
(1) 第2条第1項第1号に掲げる事業 ( (3) の項に掲げるものを除く。)	補助対象経費の 70%以内	20万円
(2) 第2条第1項第2号に掲げる事業 (次項に掲げるものを除く。)	50%以内	20万円
(3) 第2条第1項各号に掲げる事業であって、 総事業費に占める大ホール使用料の割合が 5%に満たないもの	30%以内	10万円